

令和 4 年 3 月 4 日 開催

第 2 1 回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時29分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（西 慎一郎） 皆さん、こんにちは。それでは、定刻となりましたので、第21回農業委員会総会に当たりまして、今井会長より先にご挨拶をいただきたいと思います。

会長、よろしく申し上げます。

○会長（今井 隆） 委員及び事務局の皆さん、こんにちは。3月の声を聞くようになりまして、暖かい日もあれば、ちょっとまだ寒い日もあります。そんなわけで、梅の紅梅と小梅ですか、ちらほら咲き始めて春を感じるな。そんなような日がこれからどんどん、どんどん続くと思います。また、あと2週間たつと春の彼岸ということで、その頃になると、草もどんどん、どんどん伸びてきて、これから皆さん草との闘いで、農作業の片手間、除草作業も、いろいろ忙しくなると思いますけれども、体を大事になさっていただきたいと思います。

また、コロナの、またちょっと違う型が出てきたということで、なかなか感染者が急激に減らないので弱ったなと思って、今回も事前協議が中止になりまして、今日は総会ということで、総会の審議だけはやらないと困るので皆さんにお集まりいただいたわけですが。今日、私、3回目のワクチンを打ってきました。モデルナということで。高齢者も大分熱が出たとか何だとか聞いていますものですから、私も心配しているのですけれども、何事もなく、時間が過ぎてくれればと思っております。

そんなこんなで、今月をもって令和3年度が終わります。来月からは、また新年度ということで職員の顔ぶれも若干変わると思います。まだ、私のはっきりした、誰がこうに異動になって、誰が来てくれるか、それは分からないのですけれども、そして西局長が今月をもって定年退職ということなのです。そういうことで、皆さんと今月顔を合わす機会がないのです。そんなことで、今日この総会が終わった後に、長く農業委員会としていろいろご苦労いただきました。合算して何年ぐらい。

○事務局長 5年です。

○会長 5年ですか。

○事務局長 はい。

○会長 そういうことで、今ちょうど農業関係も大変なときで、局長として、管理職として大変な思いをされたわけですが、本当にご苦労さまとお礼を申し上げます。

そういうことで、最後にまたご挨拶をいただきたいと思います。

そういうことで、今日は21回農業委員会総会ということで最後までよろしく願い申し上げます、挨拶といたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましても、今井会長のほうにお世話になりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから第21回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、1名の方、欠席と報告がございまして、議席番号18番、福田敬一委員から欠席との連絡がございました。ということで、本日の出席委員は、全員25名のところ24名でございまして、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告が終わりまして、続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命を行いたいと思います。

それでは、皆様にお伺いいたします。議事録署名委員を指名してよいかお伺いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、議席番号1番、清水静枝委員及び15番、永井保伸委員の両名を指名いたします。

続きまして、書記の任命ですけれども、事務局の関口主任主事を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事進行をさせていただきます。

まず初めに、発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、議案に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は在宅老人介護施設用地でございまして、平成13年6月18日許可、群馬県指令西農第249号でございました。変更の理由につきましては、当初計画者の死亡により建築計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約の内容は売買、転用目的は建売分譲住宅でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請、議案書24ページ、議案第4号ナンバー40が提出されております。

2番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は露天駐車場でございまして、令和2年4月22日許可、高農委指令第1044号でございました。変更の理由につきましては、

当初計画の見直しを行ったためとのこととございます。変更後の計画につきましては、転用目的は倉庫及び事務所用地でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の4条許可申請、議案書11ページ、議案第3号ナンバー2が提出されております。

3番 説明の前に訂正をお願いします。変更後の備考欄「一般住宅」とございますが、「庭用地」と訂正をお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用の目的は一般住宅でございます。昭和47年8月22日許可、群馬県指令西農第2796号ございました。変更の理由につきましては、建築計画がなくなったためとのこととございます。変更後の計画につきましては、契約の内容は売買、転用の目的は庭用地でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出してございまして、議案書26ページ、議案第4号ナンバー49が関連案件として提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は3件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 3件の説明が終わりました。

これより審議に入ります。皆さんから質疑等をお受けいたします。

これとってなければ承認してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。承認することといたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

ます。

5番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は遺贈、亡き所有者の遺言に従い申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。なお、次のナンバー9が同一譲受人の関連案件でございます。

9番 契約内容は贈与、所有農地に隣接する申請地を譲り受けて効率的に耕作したいという申請でございます。なお、さきのナンバー8が同一譲受人の関連案件でございます。

10番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

14番 契約内容は売買、農業経営の規模拡大を図るため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請は14件でございます。なお、この14件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま3条の14件、説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等お受けいたします。

こういう3条とか利用権で農地取得して、少しでも耕作放棄地を減らしてもらいたいのですけれども、なかなかこれも思うように進まないということで、国のほうでも10ヘクタール以上の農地がまとまっているところは林地化してもいいなんて、そんな話も今出て。詳細、細かいことは分からないのです。林地化するといったって、何、どんな、針葉樹だか、広葉樹だか、どのような木を植えていいのだから。また、植えた後、きちんと手入れしないと、獣のすみかになってもまた困る。そういう問題がいろいろ起きてくると思います。

どうですか、皆さん、何か質問等ございますでしょうか。

なければ許可といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 太陽光発電設備設置用地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして、山林214平米と一体利用の申請でございまして。

2番 運送業を営んでいるが保管場所が不足しているため申請地を倉庫及び事務所として使用したいという倉庫及び事務所用地の申請でございまして、宅地2,252平米と一体利用の計画でございまして。なお、こちら一体利用地の関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号ナンバー2及び議案書25ページ、議案第4号ナンバー43が提出されております。

3番 物置兼車庫として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという物置兼車庫の申請でございまして。

4番 駐車場として需要が見込まれる申請地を貸露天駐車場として使用したいという貸露天駐車場の申請でございまして。

5番 駐車場の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございまして、宅地326.98平米と一体利用の申請でございまして。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございまして。

6番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

7番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして、転用済みの田405平米と一体利用の計画でございまして。

8番 現在の自宅が西毛広域幹線道路として収用されるため申請地に住宅を建築したいという分家住宅の申請でございまして。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は8件でございまして。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入り、皆様から質疑をお受けいたします。

皆さんから、何か質問ございますでしょうか。

なければ許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1、ナンバー2は事前調査案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、建設業を営んでおり需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅6棟の申請でございまして、転用済みの田62平米と一体利用の計画でございます。

それでは、別添農地法第5条許可申請、ナンバー1審議資料を御覧ください。

では、まず1枚目を御覧ください。こちらは位置図でございまして、図面中央の赤い枠で囲まれた箇所が今回の申請地でございまして、高崎市立吉井西中学校より北西へ約150メートルの場所にございます。

1枚おめくりください。こちらは、周囲の状況及び案内図でございまして。周囲は農地と住宅、雑種地が混在する地域でございまして、10ヘクタール未満の農地の連担ということで、第2種農地に該当すると考えております。

1枚おめくりください。こちらは、公図の写しでございまして。申請地は、図面中央の赤色で縁取られている筆でございまして。東側及び西側は農地と宅地、南側は道路、北側は農地に隣接しております。

1枚おめくりください。こちらは、土地の利用計画図及び排水の計画図でございまして。申請地の中央から南側を通り、東側の公衆用道路に接続する道路を築造する計画でございまして、新設道路の東側と西側に6区画の宅地を造成し、住宅を建築する予定でございまして。また、申請地には盛土を行います。新設道路につきましても、アスファルト舗装仕上げをするということでございまして。

また、敷地から出る雑排水及び雨水でございまして、雑排水につきましても、各区画内に合併浄化槽を設けまして、新設道路の側溝に放流する計画でございまして。雨水につきましても、住宅の脇

に浸透ますを設けまして、敷地内浸透といたします。隣接地との境界にはL型の擁壁を設置し、隣接する土地に造成による悪影響が出ないように配慮するとのことでございます。

1枚おめくりください。こちらは造成計画断面図でございます。敷地全体的に約20センチから50センチ程度盛土を行う計画でございます。

1枚おめくりください。こちらのページと次のページが建物の平面図でございます。こちらは建築面積66平米の二階建てでございます。このような仕様の建物が6棟建つということで伺っております。

最後のページにつきましては、建物の立面図でございますので、参考までに御覧いただければと思います。

今後の予定でございますが、農地法の許可を得ましたら、4月上旬より工事着手いたしまして、11月に工事完了の予定と伺っております。

なお、開発指導課の事前協議につきましては、令和4年2月21日付で締結済みでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより調査報告に移りますけれども、今回は4班が調査班ということになっております。ということで、調査班長の須田直子委員から報告をお願いいたします。

○8番須田委員 事前調査報告、第4班班長、須田直子。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は代理人1名の出席でした。

質問1 申請地に道路を新設するということですが、道路は市に寄附するのですか。

回答 はい、6メートルの位置指定道路を築造し、市に寄附する予定です。

質問2 申請地周辺の道路は狭い道路が多いですが、工事車両はどちらから出入りしますか。

回答 東回りのルートで北側から入る計画です。また、申請地の地権者が林地を所有しているので、その土地も使いながら出入りする計画です。

質問3 申請地に接する農地がありますが、地権者への説明はされていますか。

回答 はい、隣接する農地の所有者には開発の事業計画を説明し、同意を得ています。

質問4 排水の計画はどのようになっていますか。

回答 雑排水については、合併浄化槽で処理後、南側の水路へ放流する計画です。なお、放流については、地元の水利組合から同意を得ており、さらに排水管の接続等については吉井支所建設課に相談済みです。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

これは敷地内はいいのだけれども、広い道路へ出るまでがちょっと狭いのです。そこがちょっと問題かななんて思う。すれ違いができないような道なので、このお寺に入っていく直線の道路がね。そこで出入りするらしいのです。

皆さんから何か質問ありますか。

なければ、許可相当としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

続きまして、事務局、ナンバー2の説明をお願いいたします。

○事務局

2番 契約内容は賃貸借、小売店舗を営んでいるが申請地を借り受けて農産物直売所を併設したスーパーマーケット等を建築したいという大規模小売店舗の申請でございます。

それでは、別添農地法第5条許可申請ナンバー2審議資料を御覧ください。

1枚目が位置図でございます。図面中央、赤く塗り潰された箇所が申請地でございます。堤ヶ岡小学校から北東に約900メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。図面中央、赤色で囲まれた箇所が申請地でございます。申請地周辺の状況につきましては、農振農用地と宅地が混在しており、宅地化が比較的進んでいるような地域であります。なお、農地種別区分につきましては、第2種農地であると考えております。周辺農地の多くは農振農用地の青地の農地でございます。今回の申請地につきましては、令和4年1月に農振除外が認められた除外地でございます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。図面中央、赤色に着色されている箇所が申請地でございます。申請地の周囲は、東、北側が公衆用道路、西側が用悪水路、南側が宅地等に隣接しております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目、5枚目が土地利用計画図でございます。図面右側が北となります。申請地の西側にスーパーマーケットと薬局、北側に飲食店と店舗の計4棟の建物を建築する計画でございます。東側に露天駐車場を配置する計画でございます。駐車台数は185台を計画しております。また、雑排水は西側に新設する道路から下水道へ排水する計画です。雨水排水につきましては、なだらかな傾斜をつけ、敷地内に数か所設けた雨水用の排水路から浸透施設へと集約し、貯留浸透する計画となっております。

なお、雨水処理及び残土の手続を含めた開発指導課での事前協議につきましては、令和4年3月3日に締結しております。

続きまして、6枚目から13枚目までが建物の平面図、立面図となります。4棟全て平屋建ての建物を建築する予定です。

14枚目が造成平面図となります。造成につきましては、切り盛りをして全体をなだらかな平地へと造成後、周囲の緑地部分に樹木を植え、駐車場部分はアスファルト舗装する計画と伺っております。

出入口につきましては、東側に2か所、西側に1か所、計3か所設ける計画です。

また、駐車場の照明につきましては、内部に向けることで作物への影響はないと考えられるとのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、15枚目以降が造成計画の横断面図でございます。参考までに御覧ください。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 申請2の説明が終わりました。

それでは、これより調査報告に入ります。

須田委員、お願いいたします。

○8番須田委員 事前調査報告第4班班長、須田直子。農地法第5条許可申請審議ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の役員と開発担当、施工業者、代理人の計4名の出席でした。

質問1 近くに大きなショッピングモールがありますが、集客は見込めますか。

回答 大型ショッピングモールとは違い、手軽に日用品などの買い出しができるスーパーマーケットを想定しており、客層がかぶるようなこともなく共存共営できると考えています。

質問2 排水計画はどのようになっていますか。

回答 雑排水については市の下水道局と協議し、西側道路に下水道を新設し、排水する計画です。また、雨水については、開発指導課から敷地外に排水しないような指導を受けましたので、敷地内で貯留浸透する計画です。

質問3 申請地の北側には農地が広がっています。照明の配置には注意してください。

回答 駐車スペースに照明を設置する計画ですが、北側農地への配慮として申請地北側に建物を配置し、南側に駐車スペースを確保します。また、照明の向きにも注意して計画を立てています。

質問4 近くに小学校がありますが、工事車両の出入りはどのように考えていますか。

回答 東側の幹線道路から出入りをするような計画ですが、児童も含め歩行者の安全を第一に考え対応します。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さん、質疑をお願いいたします。

お願いします。

○1番清水委員 1番の清水ですが、このところに、事前調査報告の中で回答の中で「雑排水については、市の下水道局と協議し、西側道路に下水道を新設し排水する計画です」ということでうたっているのですけれども、現にここはあるのですよね。この図面を見てもらうと、この西側のところに、狭いのだけれども、あるのはあるのですけれども、これの道路の南です。ですから、医療施設の道路挟んだ反対側、そこは大分前の住宅分譲でバイパスができる前からの住宅なのです。それはかなり土地が低いのです。ですから、数年前にちょっと大水が出たときに大分床下浸水があったのです。ですから、今でもあの角には土のうがあちこちに置いてあると思うのですけれども、御覧になりませんでしたか。

○会長 いや、それは気がつかなかったな。

○1番清水委員 そうですか。この辺に住んでいる人たちは、またそんなことでもあっては困ると。ましてや、今までは田んぼだったけれども、今度は舗装されると水をのんでくれない。少しぐらいの排水では、また同じことを繰り返されるだろうとかなり心配している感じがするのです。ですから、その点どういうふうに。しっかりとやっていただければいいと思うのですけれども。

○会長 その点、私も現地調査して、そこまでは気がつかなかったので質問もできなかったのだけれども、そういうことであれば。

○1番清水委員 バイパスよりかなり低いのです。道路は真っすぐにしたから、土盛りしているから平らに見えるのだけれども、住宅のあるところは低いのです。

○会長 住宅のところが低いのね。

○1番清水委員 ええ。

○会長 それで排水が滞るわけだ。

○1番清水委員 ええ。だから、何軒か、あそこのところ土のうが随分積んでありますよね。

○会長 はい。では、そこを改善しなければ駄目だね。

○1番清水委員 そうですね。

○会長 事務局、お願いします。

○事務局 清水委員さんからご指摘があったことなのですけれども、私も、ちょっと清水委員さんの発言から初めて、結びついたというか。なので、開発指導課のほうですか、雨水については敷地内で貯留浸透するような指導を受けたという、そこにつながるのかなというところなのです。多分、雨水をこの敷地外に流してしまうと南側の住宅地ですか……

○1番清水委員 はい。

○事務局 全て床下、過去に浸水被害があったということで、そこら辺も踏まえての開発指導課の対応なのかなというところなのです。多分、業者さんのほうも、そこら辺の雨量の計算とかもして、この敷地内に結構大きな貯留施設を設置するというところなので、南側の住宅のほうに実際水が流れてし

まうような問題、苦情とか、そういったところはないのかなというのが事務局としての意見です。

○1番清水委員 実際にそういう経験をしているだけに……

○事務局 そうですね。

○1番清水委員 再度同じことがあっては困るということで、大分心配しておりますので、住宅の人たちにも、その点理解していただくようなお話をしてもらえればいいかと思うのだけれども。ただ、その住民ががたがた、がたがた、これでは困る、反対しろ、何だって、そんなこと言っても困ると思うので、十分な説明は必要、やっていただけたらいいのではないかなと思うのですけれども。

○事務局 はい、承知いたしました。

○会長 浸透式といっている、長い時間を、ざあざあ雨が降ると浸透し切れないことも考えられるので、その点よく開発のほうと、その点よく注意して、そんなことが起きないように、よく話ししておいてもらったほうがいいね、これは。

○事務局 そうですね、はい。

○会長 今まで過去にそういうことがあるらしいので、ちょっと。

○事務局 担当のほうからも、昨日事前協議が済んだということなので、事前の近隣地権者さんだったり、近隣に住んでいる住民の方への事業説明というのはされて、納得はしていただいているのかなとは思いますが、改めて事務局としても、申請人、代理人さんですか、そこら辺、総会の際にこういったお話があったので、細心の注意を払って事業を実施してくださいということはお伝えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○会長 ほかにございますか、何か質問等。

この辺りは、どんどん開発されるので、そういう増水ということも今後考えられるので、その点はきちんとそういう災害のないようにしてもらいたいのですけれども。今回このお店ができると、近隣の農家の方、こういう直売所ではないけれども、出せると思うのです。

○1番清水委員 近隣の商業施設にもかなり出していますけれども。

生産者ね。

○会長 それで、ちょっとこの報告にはないのだけれども、大体300人から650人ぐらいは納入者いいですよということらしいのです。

○1番清水委員 花が随分。

○会長 花が割合手数……

○1番清水委員 高いのだね。

○会長 はい。ここに出したり、次は向こうへ出したり、出荷先があそこはいいのではないかと思うのだけれども。

ほかになければ、これは面積がすごく広いので、1万2,513平米ということで、許可相当として農業委員会ネットワークに意見聴取しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 意見聴取いたします。

それでは、この後一括審議に入りますけれども、取りあえず南部まで審議をしていただいて、小休止を入れます。そういう予定で進めたいと思います。

それでは、これより一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

3番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を夫の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は賃貸借、医療技術学部新設に伴い教員及び学生用駐車場の不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。また、雑種地6,125.24平米と一体利用の計画でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、妻の実家で暮らしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅

を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地259.79平米と一体利用の計画でございます。

17番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を祖母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地202.39平米と一体利用の計画でございます。

18番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、雑種地116平米と一体利用の計画でございます。

19番 契約内容は売買、土建業を営んでいるが資材置場及び駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場及び露天駐車場の申請でございます。

20番 契約内容は賃貸借、建設業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

21番 契約内容は賃貸借、水門改築工事に伴い申請地を借り受けて工事用の進入路として使用したいという進入路の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、転用期間が定められております。転用期間は、令和4年3月23日から令和5年3月31日までの約1年間の申請でございます。

22番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を義母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地163平米と一体利用の計画でございます。

23番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

24番 契約内容は売買、石材業を営んでいるが資材置場が手狭なため事業地の林地である申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます、転用済みの畑330平米と一体利用の計画でございます。

25番 契約内容は売買、借家住まいをしているが結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は贈与、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の祖父より譲り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

27番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

28番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の祖父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

29番 契約内容は賃貸借、申請地近隣で工事を請け負っているが工事車両及び作業員用駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございまして、転用期間が定められております。転用期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間の申請でございます。

30番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

32番 契約内容は売買、県外で借家住まいをしているが高崎に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

33番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

34番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

35番 契約内容は贈与、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より譲り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は賃貸借、申請地近隣で工事を請け負っているが工事車両及び作業員用駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございまして、転用期間が定められております。令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間の申請でございます。

37番 契約内容は使用貸借、自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地211.47平米と一体利用の申請でございます。

38番 契約内容は売買、建設業を営んでおり住宅用地として需要の見込まれる申請地を買い受けて分譲したいという土地分譲3区画の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。

39番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要の見込まれる申請地を買い受けて分譲したいという土地分譲13区画の申請でございます。また、こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

40番 契約内容は売買、建設業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅6棟の申請でございます。また、こちら関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号ナンバー1が関連案件でございます。また、こちら用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。

41番 契約内容は賃貸借、製造業を営んでいるが駐車場への既存進入路が狭いため申請地を借り受けて通路用地として使用したいという通路用地の申請でございまして、転用済みの田1,840平米と一体利用の計画でございます。

42番 契約内容は売買、所有している宅地への進入路がないため申請地を買い受けて通路用地として使用したいという通路用地の申請でございます。

43番 契約内容は売買、運送業を営んでいるが保管場所が不足しているため申請地を買い受けて倉庫及び事務所として使用したいという倉庫及び事務所用地の申請でございまして、宅地2,252平米と一体利用の計画でございます。なお、さきにご審議いただきました議案書11ページ、議案第3号ナンバー2が関連案件でございます。

44番 契約内容は賃貸借、自動販売機設置用地として使用していた申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという自動販売機設置用地の申請でございます。

45番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

46番 契約内容は使用貸借、県外で暮らしているが退職を機に実家の近くで自己用住宅を持ちたく家族が所有する申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請南部地区一括案件につきましては、44件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。南部は、ナンバー3からナンバー46ですよ。

○事務局 はい。

○会長 説明が終わりました。それでは、これより審議に入ります。また、皆さんから質疑をお受けいたします。

ナンバー39の白黒の写真なのだけれども、このすぐ隣に丸い輪っかみたいなのは、ここは何になっているの。これは。

○事務局 こちらは、高崎市の管理している吉井中央公園という公園の野球場になります。

○会長 野球場ですか。だけれども、真っすぐここにあるから。

完成していないのか。

○事務局長 公園は完成していて、ここはもうすぐ完成する。

○会長 もうすぐ完成するのか。

○事務局 野球場は、今現在造成中でございます。

○会長 そうなのか。では、そのすぐ隣に土地分譲するわけだ。はい。

皆さんから何か質問等ございますでしょうか。

なければ、この中でナンバー39が4,507平米ということで3,000平米を超えていますので、この議案、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することになります。意見聴取しても

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

また、そのほかの案件について許可相当としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、南部が終わって、ここでちょっと休憩を入れます。

休 憩

再 開

○会長 それでは、これより、また再開いたします。

先ほど南部が済みましたので、これから北部の議案について行いたいと思います。

それでは、事務局、お願いいたします。

○事務局

47番 契約内容は使用貸借、駐車場の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございまして、転用済みの畑603平米と一体利用の申請でございまして。

48番 契約内容は売買、現在所有している山林に隣接する申請地を買い受けて一体的に管理したいという植林用地の申請でございまして。

49番 契約内容は売買、自己用住宅を購入したが駐車スペースが狭いため隣接する申請地を買い受けて庭用地として利用したいという庭用地の申請でございまして、宅地477.38平米と一体利用の計画でございまして。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございまして。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いたしました計画変更申請議案書3ページ、議案第1号3番が提出されております。

50番 契約内容は売買、資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございまして。

51番 契約内容は使用貸借、申請地を借り受けてみさと芝桜まつり期間中の出店者用仮設駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございまして。こちら一時転用の申請でございまして、転用期間は令和4年4月1日から令和4年5月31日までの2か月間でございまして。

52番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて分譲したいという土地分譲の申請でございまして、宅地206.30平米、雑種地310平米と一体利用の計画でございまして。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございまして。

53番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

54番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅17棟の申請でございます。

55番 契約内容は賃貸借、土建業を営んでいるが駐車場の不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

56番 契約内容は売買、現在の地区集会所が老朽化したため申請地を買い受けて新しい集会所を建築したいという集会所の申請でございまして、境内地797平米、山林297平米と一体利用の計画でございます。

57番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

58番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用の申請でございまして、転用期間は令和4年3月22日から令和14年3月21日までの10年間でございます。

59番 契約内容は売買、借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

60番 契約内容は賃貸借、土建業を営んでいるが資材置場及び駐車場の不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場及び露天駐車場の申請でございます。

61番 契約内容は売買、申請地を買い受けて特別養護老人ホームを建築したいという福祉施設の申請でございまして、宅地4,150.69平米と一体利用の計画でございます。

62番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

63番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、次の64番が一体利用地の関連案件でございます。

64番 契約の内容はさきの63番と同一でございまして、一体利用の関連案件でございます。

65番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、次の66番が一体利用地の関連案件でございます。

66番 契約の内容以降はさきの65番と同一でございまして、一体利用地の関連案件でございます。

67番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅

を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、次の68番、69番が一体利用地の関連案件でございます。

68番 契約の内容以降は、さき先の67番と同一でございますして、67番、69番が一体利用地の関連案件でございます。

69番 こちらにつきましても、契約の内容以降は、さきの2件と同様でございますして、一体利用地の関連案件でございます。

70番 こちらの案件ですが、代理人より計画の見直しが生じたため取下げをしたいとの申出がございましたので、70番は取下げでよろしくお願いいたします。

71番 契約内容は売買、水道工事業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございますして、宅地1,140平米と一体利用の計画でございます。

72番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

73番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

74番 契約内容は贈与、実家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の父より譲り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請北部地区一括案件につきましては、27件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局より北部地区の一括説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

この中でナンバー70が取下げということで、こういう説明がございました。

どうですか。これとってなければ、この中で3,000平米を超えているのが何件かありましたよね。ナンバー54及び72、あと73、その3件が3,000平米を超えているということで、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するのですけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、そのほかの件について、皆さん、これとってご質問等ございませんでしょうか。

なければ、それも許可相当としたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、議案第5号に移ります。

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

1番 申請人は、被相続人の長男でございます。相続開始年月日は、令和3年5月18日でございます。なお、2月21日に地元の農業委員である信澤委員と現地調査を実施し、問題なく耕作されていることを確認いたしました。また、耕作に必要な機械等につきましても、問題ありませんでした。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願は1件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等お受けいたします。

この相続税猶予も、以前は、市街化は20年たてばそれが解けたのですけれども、今それがないのです。市街化でも市街化調整でも、みんな次の代に替わるまでは駄目だということとなっております。

どうですか、適格として証明してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、適格として証明することにいたします。

続きまして、議案第6号に移ります。

議案第6号 令和4年度農地等利用最適化の推進施策に関する意見について。

令和4年度農地等利用最適化の推進施策に関する意見について、一般社団法人群馬県農業会議へ次のとおり提出したいので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 令和4年度農地等利用最適化の推進施策に関する意見について。

議案書は、37ページでございます。農業委員会等に関する法律第53条第1項に基づきまして、本市農業委員会から群馬県農業会議へ農地利用最適化推進施策の意見書を提出するものでございます。提出後、県内の各市町村農業委員会からの意見を集約し、群馬県農業会議から群馬県に対して意見書を提出する予定となっております。

本市農業委員会では、11月の事前協議で意見の募集をさせていただき、このたび取りまとめが完了いたしました。本日の総会にてご承認賜れましたら、本市農業委員会の意見として群馬県農業会議へ提出していきたいと考えております。

それでは、朗読をさせていただきます。

項目、担い手の育成及び確保に向けた支援について。

農業従事者の高齢化が進む中、後継者が不在であることを理由に、やむを得ず離農を選択する方は少なくありません。特に中山間地などの条件不利地においては、その傾向が顕著となっており、地域の農業を継続・発展させるためには担い手の育成と確保が重要です。

本市では、市内で農業に参入を希望されている方に対して就農相談会を実施し、地域に新たな担い手として根づき、将来にわたって活躍していただけるような農業者を育成するための取組を行っておりますが、いまだ担い手の確保は十分とは言えない状況です。また、企業の定年延長のあおりを受け、定年退職者が親元就農を選択するケースも減っていると聞きます。このため、新たな担い手の確保を推進するための支援策の充実が必要であると考えられます。

そこで、新たな担い手の確保に向け、農業を職業として選択する方々の定着が図られるような取組を強化していただきたい。農業に取り組むためには、農業機械の導入をはじめ多くの投資が必要となり、このことが農業に参入する上で大きな障壁となっております。担い手の確保を推進するため、新たに農業に取り組む者を支援する方策について検討していただきたい。

以上が検討された意見となっております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長 ただいま説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんからご質問等お受けいたします。

質問等もないようですので、この文書で提出してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

続きまして、議案第7号に移ります。

議案第7号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

高崎市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による決定の依頼が、別紙のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第7号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

農林課、真下です。議案「農用地利用集積計画について」ご説明をさせていただきます。

別紙でお配りしていますA4横の冊子「高崎市農用地利用集積計画」と書かれているものとA4横の薄い冊子「高崎市農用地利用集積計画 総括表」と書かれているものをご用意ください。

それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定促進事業は、市町村が農地の出し手、受け手の間を調整して権利の設定、移転計画等をまとめた農用地利用集積計画を策定し、農業委員会の決定を経て公告することにより、安心して

農地の売買、貸借等を行うことのできる事業です。今回の利用集積計画は、令和4年4月1日公告予定の農用地利用集積計画となります。厚い冊子には、利用権設定関係者、利用権を設定した土地、契約の内容が記載されております利用集積計画書と利用権の設定を受ける者の営農類型、家畜飼養状況、農機具所有状況で構成されております。

それでは、今回の利用集積計画を総括して説明させていただきますので、薄い冊子「総括表」と書かれているものを御覧いただき、表紙を1枚おめくりください。

利用権の設定を受ける者は114名、利用権を設定する者は333名です。利用権が設定される面積は、田の通年が311筆、35万7,046平米、田の期間借地が66筆、12万2,080平米、畑が195筆、25万427平米、合計で572筆、72万9,553平米となっております。そのうち使用貸借で設定された面積は、42万3,448平米、割合は58.0%、中間管理事業で設定された面積は2万4,190平米、割合は3.3%となっております。

続いて、裏面を御覧ください。貸借期間別に見ますと、3年未満の農用地の面積は田が8万8,553平米、畑が2万5,207平米、3から6年未満の農用地の面積は田が29万6,812平米、畑が17万4,295平米、6から10年未満の農用地の面積は田が2万1,913平米、畑が7,412平米、10年以上の農用地の面積は田が7万1,848平米、畑が4万3,513平米となっております。

また、新規就農者による利用権設定の提出がございましたので、農業委員会事務局の高柳から説明をさせていただきます。

○事務局 それでは、別冊の新規就農者リストをお手元にご準備ください。

今回は4件と申請数が多いため、リストを基に概要に補足を交えながらご説明をいたします。

ナンバー1、主な作目は露地ナス、ネギ、営農規模は約14アール、申請地は吉井町馬庭となります。また、就農相談会については、令和4年2月7日に開催し、農業委員会からは吉田春美農業委員及び春山隆通農地利用最適化推進委員が出席し、申請人から提出された営農計画書を基に質疑応答等を行い、継続的に営農を行えるかなどの確認を行いました。

ナンバー1の申請者は、義父の農地を借り受け、ネギについてはそこで長年栽培していた作物でもあるため、約25年間義父より技術指導を受けました。ナスについては、栽培していない作目であったため、JAたのふじより指導を受けながら1年を通して義父の農地でナス500本栽培を試験的行いました。このたび、ナスの収穫物の成績がよかったため営農の自信が付き、新規で就農するため今回の申請に至ります。

続きまして、ナンバー2、主な作目は施設イチゴ、営農規模は約40アール、申請地は箕郷町白川となります。また、就農相談会につきましては、令和3年11月24日に開催し、農業委員会からは永井保伸農業委員及び岡田柳治農地利用最適化推進委員が出席し、申請人から提出された営農計画書を基に確認を行いました。

ナンバー2の申請者は、市内のイチゴの先進農家で1年以上研修を行い、農地は父より借り受け

て就農する予定となっております。なお、父もイチゴ農家をやっておりますが、父とは別経営で鉄骨ハウスを建設し、栽培を行っていく予定となっております。

続いて、設置予定のハウスに関してですが、冊子の7ページを御覧ください。縦向きにしていたきまして、上の図のハウス本体につきましては、縦45メートル、横32メートル、前室は6メートル掛ける8メートルとなります。さらに下の図は育苗ハウスになりますが、縦41メートル、横6.3メートルとなります。

再度、表紙へお戻りください。続きまして、ナンバー3、主な作目は露地ナス、ブロッコリー等、営農規模は約42アール、申請地は井出町となります。また、就農相談会につきましては、令和4年1月14日に開催し、農業委員会からは加藤精一農業委員、福田敬一農業委員並びに高橋篤推進委員、桑原和男推進委員が出席し、申請人から提出された営農計画書を基に確認を行いました。

ナンバー3の申請者は、申請地区の先進農家の下で栽培予定作目全ての作業に従事し、1年以上研修を行いました。また、農林大学校へも入校し、野菜の専門通年コースにてさらなる知識や技術の習得を行い、このたび営農の自信がついたことから、今回の申請に至ります。

最後に、ナンバー4、主な作目は施設イチゴ、営農規模は約48アール、申請地は金古町となります。また、就農相談会につきましては、令和4年1月14日に開催し、農業委員会からは、ナンバー3と同様の委員が出席しまして、申請人から提出された営農計画書を基に確認を行いました。

ナンバー4の申請者は、ナンバー2同様、市内のイチゴの先進農家で1年以上研修を行い、今回の申請地内に鉄骨ハウスを建設する予定となっております。

続きまして、設置予定のハウスに関してですが、冊子の一番後ろの14ページを御覧ください。ハウス本体につきましては、図のとおり、縦21メートル、横52メートル、前室は7メートル掛ける12メートルとなります。さらに同一地内に育苗ハウスを、縦6.3メートル、横35メートルの設置を予定しております。

以上の新規就農対象者4件につきましては、各相談会に出席された委員の皆様から、資料の質疑応答等に整理させていただいたとおり、営農計画の確認やアドバイスをいただいております。その上で、最終的に営農計画の内容が適切かどうか、就農後も農業を継続的にできるものかどうかについても、ご確認いただいておりますことをご報告をさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま説明が終わりました。

これより審議に入ります。皆さんから質問等ございましたら、お願いしたいのですけれども。

今回、これは利用権設定なのだけれども、今まで設定していて、また再設定ということなのだけれども、今回をもってやめますという人、真下主事いるの。

○事務局 今回をもって利用権設定をしないよという話は、特には伺っていないのですが、次回のところできくやられている方がやめるという話をいただいております、ただ、もう次の方の目星が

ついているそうなので、今更新の話をさせていただいているところです。

○会長 今、米の価格がえらい安いので、なかなかほかのものに転作したり、いろいろ考えているようだけれども。また、今年も、2万3,000ヘクタール、全国で減りますと。また、ほかの作物に替えるとか何だとかって、そんなのが新聞の紙面にありましたけれども、借り手が少なくなってしまうと、また、探すのが大変な状況です。

ほかに、皆さんのほうからどうですか。質疑等ないでしょうか。

なければ、これで決定してよいか伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、決定することにいたします。

議案のほうは、以上をもちまして終わります、続きまして、報告事項に移ります。

報告事項、第1号から第4号まで、羽鳥係長、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は共同住宅、用途指定区分は第1種住居地域、ほか5件、合計6件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は建売分譲住宅、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域、ほか19件、合計20件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか49件、合計50件の18条の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番につきましては、令和3年10月の総会において許可相当としていただいた案件です。開発許可の遅れから許可日がずれ込んでおりましたが、令和4年1月24日付許可で調整されましたことをご報告申し上げます。

2番以降につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。

4条が6件、5条が48件、合計54件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和4年2月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は、以上でございます。

○会長 それでは、事務局、ほかに何かありますか。いいですか。

○事務局 はい。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして、第21回農業委員会総会を終了といたします。
ご苦労さまでございました。

午後 3時24分 閉会